

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 5年 6月 2日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契約課)

記

業務名	宇治市環境保全計画・地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託		
業務場所	宇治市役所		
委託期間	令和5年7月5日 ～ 令和6年3月31日 271日間		
業務概要及び条件	宇治市環境保全計画・地球温暖化対策実行計画策定支援業務		
予定価格	¥3,000,000 (税込)	最低基準価格	¥2,100,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録 ②地球温暖化対策実行計画の策定業務実績(元請、過去10年以内、人口10万人以上の都道府県又は市区発注)			
入札参加表明書の受付			
提出期限	令和5年6月8日(木) 午後 5時 00分 まで		
提出場所	郵便入札		
添付資料	別紙、参加表明書に記載のとおり		
入札予定	予定日 令和5年6月28日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前払金	無	部分払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和5年6月 2日（金）午前9時から
令和5年6月15日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」は、宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）よりご確認ください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。

- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

宇治市環境保全計画・地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託 仕様書

1. 業務名称

宇治市環境保全計画・地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託

2. 業務の目的

本市環境行政の基本方針として、平成 25 年に策定した「宇治市第 2 次環境保全計画」が令和 5 年度に終期を迎えることから、温室効果ガス削減等に向けた新たな国際枠組みである「パリ協定」の発効や国の「第五次環境基本計画」の策定など、本市の環境を取り巻く情勢を的確に反映した、新たな宇治市環境保全計画を策定する。

3. 計画策定の範囲

宇治市環境保全計画・地球温暖化対策実行計画には以下の計画を含むものとする。

- (1) 環境保全計画
- (2) 温暖化対策実行計画（区域施策編）
- (3) 気候変動適応計画

4. 業務の内容

(1) 業務計画書の作成

受注者は、業務実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成するものとする。

(2) 温室効果ガス排出量の現状分析と将来推計

受注者は、本市の区域の 2013 年度から 2020 年度（直近年度）までの温室効果ガス排出量を算定する。算定は、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（以下、「環境省マニュアル」という。）」の最新版に基づくものとする。算定方法については、発注者と十分協議した上で部門別・ガス種別に計算方法を提示する。

また、受注者は本市の地域特性を踏まえ、将来（2030 年、2050 年）の温室効果ガス排出量に関する推計を可能な限り複数のパターンで行う。なお、推計は、環境省マニュアル及び「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」に基づくものとする。

(3) 森林による温室効果ガス吸収量の推計

環境省マニュアルの算定手法に基づき、森林面積や森林状況を考慮した、本市の森林による温室効果ガス吸収量の推計を行う。

(4) 再生可能エネルギーのポテンシャル調査

受注者は、環境省「再エネ情報システム（REPOS）」を活用する等、再生可能エネルギー導入ポテンシャルについて調査する。また、本市の社会的・経済的・自然的条件を加味した地域性を踏まえ再生可能エネルギー導入ポテンシャルを検討・推計する。

(5) 市民・事業者の意識調査の集計及び分析

市民・事業者の環境に対する意識を把握し、次期環境保全計画の指標の設定や今後の具体的な取り組みの基礎資料とするため、市が下表のとおり実施するアンケート調査について、調査結果を集計し分析すること。

調査対象	・市民：3,000人程度 ・事業者：500社程度
業務内容	・調査結果の集計及び分析
その他	・調査対象者の抽出、宛名ラベルの作成、調査票の作成、発送及び回収は市が行うこととし、その経費等は市の負担とする。

(6) 審議会開催支援

受注者は、宇治市環境保全計画・地球温暖化対策実行計画を策定するにあたり、全5回(予定)の審議会の開催を支援する。各開催にあたっては、資料作成・印刷、参加・助言、要点議事録の作成を行う。

(7) パブリックコメント実施に関する支援

パブリックコメント実施に必要な支援を行うこと。また、パブリックコメントによって寄せられた意見を整理、分析し、対応が必要なものについて対応策を検討すること。

(8) 打合せ・協議

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は発注者と綿密な連携を取り、適宜業務内容の方針及び条件等について打合せを行うものとする。

5. 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

6. 成果品

(1) 成果品は次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------------|----|
| ① 業務報告書 | 2部 |
| ② 宇治市環境保全計画・地球温暖化対策地域推進計画(データ) | |
| ③ 宇治市環境保全計画・地球温暖化対策地域推進計画 概要版(データ) | |
| ④ 各種資料 | 2部 |
| ⑤ その他関連資料 | 1式 |
| ⑥ 上記データを格納した電子データ(CD-R) | 1式 |

(2) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権(以下「著作権等」という。)は、本市が保有するものとする。

(3) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(4) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

7. その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、発注者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は、本市が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (3) 受託者は、本業務の遂行において本市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。
- (4) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い決定すること。
- (5) 本業務の実施にあたっては、国の掲げる「地球温暖化対策計画」や最新の指針と整合を取るとともに、環境省が公表する「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」に準拠して、遂行すること。